

## 災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合(以下「乙」という。)とは、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所(以下「宿泊施設」という。)を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

### (要請及び協力)

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内に災害が発生し、又は発生するおそれがあることにより、北海道内の市町村から甲に対して要請があった場合
- (2) その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

### (被災者等の範囲)

第2条 被災者等は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)
- (2) 要配慮者の家族
- (3) その他、市町村が必要と認めた者

### (生活相談職員等の確保)

第3条 甲の要請により、乙の組合員が提供する宿泊施設において、要配慮者を受け入れる際、生活相談職員(要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等、要配慮者を支援する者が必要な場合は、甲は、市町村と連携し、必要な人材の確保及び派遣に努める。

### (提供されるサービス)

第4条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

### (要請の方法等)

第5条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

### (受入方法等)

第6条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村(以下「被災市町村」という。)に対し、被災者等の受入先となる宿泊施設の情報を提供するものとする。

- 2 乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

3 被災者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙とが連携して行う。

(受入対象期間)

第7条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用)

第8条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の金額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲に要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される災害発生時においては、甲又は甲に要請を行った市町村が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙は、甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合も同様に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 1月27日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海 正博